

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
利用全般について			
Q1	でんさいサービスは誰でも使えますか。	でんさいサービスは、一定の要件を満たす法人または個人事業主である方が利用することができます。 なお、個人の方はでんさいサービスを利用することはできません。	業務規程第 12 条 業務規程細則第 6 条
Q2	でんさいサービスの利用料金を教えてください。	でんさいサービスの利用料金などの料金体系は、各金融機関で異なります。 詳しくは、当金庫のホームページに掲載しています「各種手数料一覧表」でご確認ください。 【参考 当金庫】令和 5 年 1 月 10 日現在（消費税込） 基本料：月 1,100 円 取引料：1 件 330 円（お客様操作） 440 円（書面受付）	業務規程第 61 条 1 項
Q3	利用料金はいつから引き落としされますか。	利用契約開始月の翌月 25 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）が第 1 回目の引き落とし日となります。 月額基本料金と発生件数に応じた取引手数料をメイン口座（決済代表口座）から引き落としさせていただきます。 なお、でんさいサービスを解約される場合は、解約申出の際に月額基本料と解約日までに発生した取引手数料を徴求させていただきます。	しんきん電子記録債権サービス利用規定第 16 条
Q4	でんさいサービスは 365 日 24 時間利用することができますか。	【お客様が PC 操作する場合】 7：00～24：00 まで利用できます。 ただし、当日発生分については、9：00～15：00 です。 また、金融機関休業日は、予約扱いのみ取扱可能です。 ※毎月 1 回メンテナンスのため、利用できない日があります。（第 2 土曜日） 【書面受付による金庫代行処理の場合】 9：00～15：00 まで受付しています。 ただし、当日発生分については、9：00～14：00 です。	業務規程第 5 条 業務規程細則第 4 条

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
Q5	どの金融機関でもでんさいサービスを利用することはできますか。	信用金庫、銀行、信用組合、農協系統金融機関など、でんさいネットに参加している全国の金融機関で利用できます。 参加金融機関一覧は、でんさいネットのホームページで確認することができます。	業務規程第 2 条 7 号
Q6	複数の金融機関で、でんさいサービスを利用することはできますか。	利用できます。 ただし、利用申込は窓口金融機関ごとに行っていただく必要があります。	業務規程第 2 条 19 号 業務規程第 13 条
Q7	利用申込から利用開始までの日数はどのくらいかかりますか。	利用申込書、その他の必要書類がそろってから金庫内手続きが開始されます。 すべての書類を受け取ってから約 1 週間でサービスをご利用いただけます。 ※一定の審査があるため、ご利用をお断りする場合があります。	
Q8	でんさいサービスを利用するための手続きを教えてください。	まず、利用契約の申出をしていただきます。その際、でんさいサービスについての説明をさせていただくとともに、利用申込書等の必要書類をご案内します。 その後、必要書類を提出していただき、当金庫において一定の審査をし、利用契約締結を経てでんさいサービスの利用が可能となります。 なお、でんさいサービスを利用するためには、取引の相手方も利用者である必要がありますので、ご注意ください。	業務規程第 13 条 1 項～6 項
Q9	「利用者番号」とはなんですか。	利用者を特定するためにでんさいネットが付与する 9 桁の番号です。 電子記録の請求など、でんさいサービスをご利用の際に必要となります。 複数の金融機関ででんさいサービスを利用する場合でも、利用者番号は同一（1 つ）となります。	業務規程第 2 条
Q10	利用者に対して「利用者番号一覧」が開示されますか。	利用者情報保護の観点から、利用者に対して「利用者番号一覧」は開示されません。	業務規程第 57 条 業務規程細則第 56 条
Q11	どのような口座が決済口座として利用できますか。	当金庫で開設済の「当座預金」「普通預金」がご利用いただけます。	業務規程第 12 条 1 項 3 号、 4 項 業務規程細則第 6 条

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
Q12	複数の口座を決済口座として利用することはできますか。	複数の口座を決済口座として利用することができます。	業務規程第 12 条 1 項 3 号、 4 項 業務規程細則第 6 条
Q13	インターネットが使えないと、でんさいサービスを利用できないのですか。	原則、お客様によるパソコン操作でご利用いただけます。 経理ご担当者様が不在など、ご事情によっては書面による店頭・得意先での受付も行っております。 この場合、でんさいの発生日・支払期日によっては受付できないこともあります。 また、取引手数料が異なりますので、ご注意ください。	業務規程第 11 条 2 項
Q14	住所変更などの手続きを教えてください。	住所など利用者属性情報に関する変更がある場合、当金庫へ変更の届出が必要となります。 お取引店に必要書類をご用意しております。	業務規程第 19 条 1 項 業務規程細則第 11 条
Q15	期日振込との違いを教えてください。	「でんさい」は、手形と類似の制度設計となっています。 ①支払期日に債務者口座から債権者口座へ自動送金される点 ②期日前にでんさいを譲渡することで、相手方から資金を受け取ることが可能な点 この 2 点が期日振込と大きく異なります。	業務規程第 40 条 1 項 業務規程第 42 条 業務規程細則第 39 条
Q16	「手形」はなくなるのですか。	「でんさい」は、手形と異なる新たな金銭債権として創設されたもので、現在の手形がなくなるわけではありませんが、政府の「成長戦略実行計画」において、2026 年度末までに紙の手形等から「でんさい」やインターネットバンキングによる振込等に移行することが掲げられています。	電子記録債権法第 2 条
Q17	「手形」と併用することはできますか。	お客様のご都合により、手形とでんさいどちらでもご利用いただくことができます。	

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
パソコンの利用環境・パソコン利用におけるユーザ情報変更等			
Q18	電子メールアドレスを持っていないのですが、でんさいサービスを利用できますか。	当金庫からの通知を受信できるよう、電子メールアドレスの利用は必要です。取得をお願いします。	
Q19	携帯電話・スマートフォンで、でんさいサービスを利用できますか。	携帯電話・スマートフォンからのご利用はできません。	
Q20	会社と自宅の両方ででんさいサービスを利用することはできますか。	パソコンからインターネットに接続いただける環境であれば、会社・自宅どちらでもご利用いただけます。 その際、それぞれのパソコンで電子証明書の発行・取得が必要となります。	
Q21	パソコンにインストールが必要なソフトウェアはありますか。	次のソフトウェアが必要となります。 ①PDF ファイルを閲覧するソフトウェア (Acrobat Reader 等) ②電子メールを受信するソフトウェア (Outlook Express 等) ③CSV ファイルを編集するソフトウェア (Excel、テキストエディタ等) ④電子証明書取得アプリ起動用ソフトウェア (.NET Framework)	
Q22	パソコンの OS、ブラウザソフトの指定はありますか。	動作確認を行っている OS、ブラウザについては、当金庫ホームページから「しんきん電子記録債権サービス」に入ってください、「動作環境」をご確認ください。 OS：基本ソフトと呼ばれるもの。(コンピュータシステム全体を管理するソフト) ブラウザ：インターネットを行うためのソフトのこと。	
Q23	パソコンが一時的に使いえなくなってしまった場合、どうすればいいですか。	ご利用のパソコンが一時的に使いえなくなってしまった場合、店頭・得意先へ書面により手続きを依頼してください。 お客様に代わり、当金庫ででんさいの発生等の処理をさせていただきます。 なお、取引手数料が異なりますので、ご了承ください。	

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
Q24	マスターユーザと一般ユーザの違いはなんですか。	<p>マスターユーザは、マスターユーザ・一般ユーザ情報を新規・削除可能で、業務権限の設定変更等の設定を行うことができます。</p> <p>一般ユーザは、マスターユーザのような権限設定などを行うことができません。</p>	
Q25	パスワードの変更はできますか。	<p>パスワードは、ご自身で随時変更することができます。</p> <p>なお、ログインパスワードおよび承認パスワードの有効期間は 100 日となっています。有効期間の 14 日前からパスワード変更メッセージが出力されます。</p> <p>パスワードを変更しないまま有効期間をむかえると、強制的にパスワード変更画面が出力されますので、パスワード変更後にご利用いただけます。</p>	
Q26	パスワードを忘れてしまった場合はどうすればいいですか。	<p>当金庫では、お客様のパスワードをお調べできない仕組みになっています。</p> <p>【一般ユーザの方がパスワードを忘れてしまった場合】</p> <p>マスターユーザの方がメニュー画面から当該一般ユーザパスワードの初期化を行ってください。</p> <p>【マスターユーザの方がパスワードを忘れてしまった場合】</p> <p>仮パスワードを再発行しますので、お取引店にご来店ください。</p> <p>ご記入いただく書類がございますので、マスターユーザの方の本人確認書類と取引印をご持参ください。</p>	

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
Q27	間違ったパスワードを連続して入力した場合はどうなりますか。	パスワードを6回連続間違えて入力してしまうと、セキュリティのため、ロックされご利用できなくなります。 【一般ユーザの方がパスワードロックした場合】 マスターユーザの方がメニュー画面から当該一般ユーザパスワードの初期化を行ってください。 【マスターユーザの方がパスワードロックした場合】 仮パスワードを再発行しますので、お取引店にご来店ください。 ご記入いただく書類がございますので、マスターユーザの方の本人確認書類と取引印をご持参ください。	
Q28	電子メールアドレスを変更した場合、手続きが必要ですか。	電子メールアドレスの変更は、ご自身で随時変更することができます。 操作方法については、本部：事務部（03-5607-1141）までご連絡ください。 なお、書面による変更の受付も行っております。	
Q29	電子メールでの連絡を停止してもらいたいのですができますか。	申し訳ございません。 電子メールでのご連絡は、でんさいサービスを利用するための必要条件となっておりますので、連絡を停止することはできません。	
でんさいサービスの利用（発生）			
Q30	取引先がでんさいサービスを利用していませんが、でんさいで支払うことはできますか。	取引先がでんさいサービスを利用していない場合は、でんさいで支払うことはできません。	業務規程第 11 条 1 項
Q31	当社（私）と取引先とで取引金融機関が異なりますが、でんさいを発生させることはできますか。	発生させることができます。	業務規程第 13 条 1 項

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
Q32	債務者からでんさいを発生させる手続きを教えてください。	<p>債務者からでんさいを発生させる手続き（債務者請求方式）は、以下のとおりです。</p> <p>①当金庫ホームページから「しんきん電子記録債権サービス」にログインしていただき、発生記録請求を行ってください。</p> <p>②でんさいネットは、①の請求を受けて発生記録を行います。</p> <p>なお、でんさいネットは発生記録を行った後、債権者の窓口金融機関を通じて、発生記録を行った旨を債権者に通知します。</p> <p>通知を受けた債権者は、でんさいの内容を確認し、相違がある場合には、電子記録の日を含めて3営業日以内であれば、単独でその発生記録を取り消すことができます。</p>	<p>業務規程第 26 条</p> <p>業務規程第 30 条 1 項</p> <p>業務規程細則第 17 条</p>
Q33	債権者からでんさいを発生させる手続きを教えてください。	<p>債権者からでんさいを発生させる手続き（債権者請求方式）は、以下のとおりです。</p> <p>なお、債権者請求方式で発生させる場合は、取引先（債務者）や取引先窓口金融機関が債権者請求方式を取扱っていることが条件となりますのでご確認ください。</p> <p>①当金庫ホームページから「しんきん電子記録債権サービス」にログインしていただき、発生記録請求を行ってください。</p> <p>②でんさいネットは、窓口金融機関を通じて債務者に対して請求内容を知るとともに、請求の承諾依頼通知を行います。</p> <p>③債務者は、②の通知を受けて請求内容を確認します。</p> <p>債務者がでんさいネットが②の通知を発した日を含め5営業日以内に承諾した場合、でんさいが発生します。</p> <p>債務者が否認した場合または上記期限内に回答をしなかった場合、でんさいは発生しません。</p> <p>なお、でんさいの効力発生時期は、債務者が③の承諾を行った時です。</p>	<p>業務規程第 27 条 1 項、3 項 ～5 項</p>

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
Q34	でんさいの債権金額に何か制限はありますか。	発生記録が可能なのでんさいの発生金額は、1円以上100億円未満です。 通貨は日本円に限ります。	業務規程第30条2項1号 業務規程第36条4項1号 業務規程細則第17条7項、 9項1号 業務規程細則第29条4項
Q35	でんさいの支払期日に何か制限はありますか。	発生日（発生日を指定する場合には当該指定日）から起算して2営業日以内の日付、または発生日の10年後の応答日の翌日以降の日付を支払期日とすることはできません。	業務規程第30条2項2号 業務規程細則第17条8項
Q36	誤った債権金額ででんさいを発生させてしまった場合、どうすればいいですか。	2通りの変更方法があります。 ①一度誤った内容のでんさいを取消して、新規に正しい内容のでんさいを発生させる方法 ※債権者は、でんさいが発生した日から3営業日以内であれば、単独でその発生記録を取消することができます。（3営業日経過後は、②の方法のみ可能） ②誤った記録内容（債権金額）を変更する方法 ※発生記録の成立後に、変更記録請求により記録内容を変更することが可能です。ただし、変更記録請求にあたって、利害関係者の承諾が必要となります。発生記録直後で、利害関係者が債務者と債権者しかいない状態であれば、どちらか一方が変更記録請求を行い、3営業日以内に相手方の承諾を得ることで記録内容を変更することができます。 なお、譲渡記録や保証記録が行われ、債務者および債権者以外の利害関係者（譲受人、保証人等）がいる場合は、債務者または債権者は、利害関係者全員の書面による承諾を得たうえで、当金庫に提出していただくこととなります。 （当金庫からでんさいネットへ変更記録依頼を行います）	業務規程第26条2項 業務規程第33条1項、3項 業務規程細則第23条3項 ～5項

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
Q37	発生記録請求などを予約しておくことはできますか。	予約請求をすることは可能です。 発生記録請求の日から、その1ヶ月後の応答日までの日付を指定することができます。	業務規程第30条9号 業務規程細則第17条4項
Q38	発生記録請求などの予約を取消すことはできますか。	発生記録請求が「債務者請求方式」「債権者請求方式」のいずれによる場合でも予約を取消すことができます。 予約請求により指定された電子記録日の前日まで、予約請求を取消すことができます。(発生記録の予約がされたでんさいにつき、電子記録権利者により譲渡記録の請求予約がされている場合などを除きます)	業務規程細則第33条2項 業務規程細則第34条2項
Q39	発生記録請求などの予約内容を確認することはできますか。	開示請求により、予約の内容を確認することができます。	業務規程第59条1項、2項 業務規程細則第58条
Q40	分割払いのでんさいを発生させることはできますか。	支払方法を分割払とするでんさいの発生はできません。 一括払いのでんさいのみ発生可能です。	業務規程第30条2項7号 業務規程細則第17条9項2号
Q41	でんさいの債務者ですが、まったく取引関係のない債権者から支払請求を受けたくないのに、あらかじめでんさいの譲渡を制限したいのですができますか。	でんさいサービスでは、でんさいの譲渡を禁止する旨の記録を行うことはできません。また、譲渡回数を制限することもできません。 譲渡先を窓口金融機関に限定する旨の記録を行うことは可能です。 【参考】 でんさいネットは、「中小企業金融をはじめとした金融の円滑化・効率化を図る」という企業理念を踏まえ、譲渡を禁止する旨の記録を行うことはできないこととしています。	業務規程第26条4項 業務規程第30条2項5号

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
でんさいネットの利用（譲渡）			
Q42	でんさいを（分割）譲渡する手続きを教えてください。	でんさいの分割は、債権者のみが単独で行うことができます。 ただし、分割した債権（子債権）は、必ず譲渡する必要があります。 なお、発生記録請求と同様に、分割記録請求時にも1円未満の金額を指定できません。	業務規程第36条1項～4項 業務規程細則第29条1項、4項
Q43	でんさいの（分割）譲渡に何か制限はありますか。	譲渡、分割の回数に制限はありません。 支払期日の2営業日前および1営業日の間は譲渡記録の請求はできません。 また、分割譲渡の場合、分割する子債権は債権金額を1円以上とする必要があります。	業務規程第31条3項、4項 業務規程第36条4項 業務規程細則第19条3項 業務規程細則第29条4項
Q44	でんさいの（分割）譲渡を受ける前に、あらかじめ対象となるでんさいの内容を確認することはできますか。	でんさいの譲渡を受ける前に、あらかじめ対象となるでんさいの内容を確認することはできません。 確認が必要な場合は、でんさいを譲り渡そうとする者が当該でんさいについて開示を受けた結果を提供してもらう必要があります。	業務規程第57条1項
Q45	取引先から発生記録請求の予約を受けているでんさいについて、他の利用者へ譲渡記録請求の予約をすることはできますか。	発生記録請求の予約を受けているでんさいについて、譲渡記録請求の予約をすることができます。	業務規程第31条1項7号、4項 業務規程細則第33条1項
Q46	取引先から譲渡記録請求の予約を受けているでんさいについて、さらに他の利用者への譲渡記録請求の予約をすることはできますか。	譲渡記録請求の予約がされているでんさいについて、当該譲渡の記録がなされる前に更に譲渡記録請求の予約をすることはできません。	業務規程第31条4項1号

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
Q47	「譲渡保証記録」について教えてください。	債権者が譲渡記録の請求をする場合にあわせて請求する保証記録のことで、当該債権者が電子記録保証人となり、発生記録における債務者の債務を主たる債務とする保証記録をいいます。 でんさいサービスでは、手形を裏書譲渡した裏書人が原則として遡及義務を負うのと同様、債権者がでんさいを譲渡する場合、原則として保証記録もあわせて記録される仕組みとしています。	業務規程第 2 条 10 号 業務規程第 31 条 2 項
Q48	「譲渡保証記録」をしないで、でんさいを（分割）譲渡することはできますか。	でんさいを譲渡する際には、原則として譲渡保証記録として保証記録もセットで記録されます。 しかし、譲受人が譲渡人の保証を要しない場合は「譲渡保証記録」をしないででんさいを譲渡することは可能です。 その際は、書面受付による金庫代行により処理をさせていただきます。	業務規程第 31 条 2 項
Q49	債権者ですが、支払不能でんさいを譲渡することは可能ですか。	可能です。 ただし、以下の条件があります。 ①支払期日から起算して3営業日経過後であること ②債務者が異議申立をしていないこと ③当該でんさいの全額の譲渡であること	業務規程細則第 19 条 3 項 業務規程細則第 29 条 2 項
でんさいネットの利用（保証）			
Q50	「単独保証記録」と「譲渡保証記録」の違いを教えてください。	「単独保証記録」 でんさいサービスを債務者として利用することのできる利用者および保証利用限定特約を締結した利用者は、譲渡記録の請求なく保証記録のみを請求することができます。その際の保証記録が「単独保証記録」です。 「譲渡保証記録」 でんさいを譲渡する場合は、原則として保証記録もセットで記録されます。その際の保証記録が「譲渡保証記録」です。	業務規程第 26 条 1 項 業務規程第 27 条 2 項 業務規程第 31 条 2 項 業務規程第 35 条 1 項 業務規程細則第 27 条 2 項

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
Q51	電子記録保証人としての責任を教えてください。	<p>電子記録保証とは、「電子記録債権に係る債務を主たる債務とする保証」です。電子記録債権法は、連帯保証の適用を除外しつつ民事保証とも異なる特別の効力を規定し、電子記録保証人に次のような手形の裏書人と類似の責任を負わせています。</p> <p>①主たる債務者がその主たる債務を負担しない場合でも、電子記録保証人は電子記録保証債務を負担します。</p> <p>②電子記録保証人には催告の抗弁権、検索の抗弁権はありません。</p> <p>③電子記録保証人が複数人いる場合は、分別の利益はありません。</p> <p>④主たる債務者に対する時効中断効は電子記録保証人には及びません。</p> <p>⑤電子記録保証人は、主たる債務者の債権による相殺をもって債権者に対抗することはできません。</p> <p>ただし、①および⑤については、電子記録保証人が個人事業主でない個人の場合には適用されません。</p>	<p>電子記録債権法第 33 条</p> <p>電子記録債権法第 34 条</p>
Q52	電子記録保証人になるための手続きを教えてください。	<p>電子記録保証人になるためには、前提として当金庫に債務者としての利用が可能な利用者または保証利用限定特約を締結した利用者としての利用申込をする必要があります。</p> <p>でんさいサービスの利用は、利用申込後、当金庫で一定の審査、利用契約締結を経て可能となります。</p> <p>電子記録保証人になるためには、その後、保証記録を請求する必要があります。</p>	<p>業務規程第 13 条</p> <p>業務規程第 14 条</p> <p>業務規程第 35 条</p>
Q53	電子記録保証人ですが、でんさいの支払に応じました。必要な手続きはありますか。	<p>支払等記録が特別求償権発生のための法律上の要件となりますので、支払等記録を請求してください。</p> <p>また、電子記録保証人が支払等をした場合、支払等記録をすることで当該でんさいが譲渡されることを防ぐことができます。</p>	<p>電子記録債権法第 35 条</p> <p>業務規程第 32 条 1 項、4 項</p>

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
Q54	「特別求償権」とは何ですか。	<p>電子記録保証人が債務者に代わって弁済した場合に取得する権利です。民法上の求償権とは異なるため、特別求償権といいます。</p> <p>【参考】</p> <p>電子記録債権制度上の保証は、手形保証と同様に独立性を有しており、主たる債務が無効である場合でも、電子記録保証人は保証債務を負担することとされています。（民法上では、主たる債務が無効であれば、原則、保証人も保証債務を負担しません）</p> <p>また、電子記録債権制度上の保証は、遡及義務を果たした手形裏書人の再遡及権と類似したものとして整備されています。</p>	電子記録債権法第 35 条
Q55	「特別求償権」を譲渡することはできますか。	<p>譲渡することはできません。</p> <p>譲渡と同様の効果を得るための方法として、譲受人にあたる者を支払等をした者として支払等記録をすることが考えられます。</p>	<p>業務規程第 31 条 4 項 2 号</p> <p>業務規程第 32 条 1 項</p>
Q56	保証契約にもとづく民法上の保証人と電子記録保証人の違いを教えてください。	<p>電子記録保証人は、電子記録債権に係る債務を主たる債務とする保証人であり、保証記録がされた場合に保証が成立するものと定義されています。</p> <p>したがって、保証記録がされていなければ、電子記録保証人にはなりません。</p> <p>【参考】</p> <p>電子記録保証人には、民法上の保証人とは違う特別な効力が認められています。</p> <p>①主たる債務が無効になったとしても、電子記録保証人は保証債務を負担します。（保証債務の独立性）</p> <p>②民法上の保証人は、まず債権者は債務者へ催告すべき旨の請求をすることができます（催告の抗弁）が、電子記録保証人にはそのような権利がありません。</p> <p>③民法上の保証人は、保証人の数に応じて分割された債務を負担しますが、電子記録保証人はそれぞれが独立して債務を保証することになります。</p>	<p>電子記録債権法第 2 条 9 号</p> <p>電子記録債権法第 33 条 1 項</p> <p>電子記録債権法第 34 条 1 項</p>

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容	回答例	備考
<p>Q57</p> <p>保証契約にもとづく民法上の保証人ですが、でんさいの支払に応じました。 必要な手続きはありますか。</p>	<p>でんさいの利用申込を行い、でんさいサービスの利用者となったうえで、支払等記録を行ってください。</p> <p>支払等記録がされることにより電子記録上、求償権が生じたことを表示することができます。</p> <p>【参考】</p> <p>①民法上の保証人が弁済をした場合、支払等記録は求償権の要件でなく、弁済により求償権が発生します。 ただし、支払等をしたことを電子記録上明らかにするためには支払等記録をする必要があります。</p> <p>②保証債務を履行した民法上の保証人が個人事業主でない個人であっても、保証利用限定特約を締結することでこのケースに限りでんさいサービスの利用者となることが可能です。</p> <p>③一部弁済にとどまる場合は、支払等記録を行うことはできないことにご注意ください。</p>	<p>電子記録債権法第 28 条 業務規程第 12 条 3 項 2 号 業務規程第 32 条 1 項 1 号 業務規程第 40 条 2 項 1 号</p>

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
でんさいの支払期日等の変更			
Q58	でんさいの支払期日等を変更することはできますか。	<p>支払期日の3営業日以前の日までにすべての利害関係者の承諾を得られるのであれば、でんさいの支払期日を変更することは可能です。利害関係者の人数により、以下のとおり手続き方法が異なりますので、具体的な手続きについては、当金庫にお問い合わせください。</p> <p>債権金額や支払期日など、利用者属性情報以外の記録を変更する場合は、利害関係者の承諾が必要です。</p> <p>この場合の変更記録の請求方法および利害関係者の承諾を得る方法は、変更対象となるでんさいの状態によって違いがあります。</p> <p>①利害関係者が債務者と債権者しかいない状態（譲渡記録や保証記録等が行われる前） 一方が変更記録請求を行い、5営業日以内に相手方の承諾を得ることが必要です。</p> <p>②利害関係者が3名以上いる状態（譲渡記録や保証記録等が行われた後） 利害関係者全員の書面による変更記録の請求が必要です。</p>	業務規程第33条1項、3項 業務規程細則第23条2項～4項
でんさいの支払（口座間送金決済等）			
Q59	でんさいの支払方法について教えてください。	<p>口座間送金決済による支払が原則です。</p> <p>支払期日になると、債務者口座から債権者口座へ自動的に送金されます。</p> <p>振込や手形の取立のような手続きは必要ありません。</p>	<p>業務規程第32条3項</p> <p>業務規程第40条1項</p> <p>業務規程第41条</p> <p>業務規程第42条</p> <p>業務規程第43条</p> <p>業務規程細則第37条</p> <p>業務規程細則第39条</p>

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
Q60	債務者ですが、口座間送金決済のための決済資金は、いつまでに決済口座に準備する必要がありますか。	支払期日の前日までに準備していただくようお願いしております。	
Q61	債権者ですが、口座間送金決済で受け取った決済資金は、いつから利用できますか。	決済資金は、支払期日当日から利用できます。 なお、入金時間は、債務者の資金準備状況や債務者および債権者の窓口金融機関の手続き状況により異なります。	業務規程第 40 条 1 項 業務規程第 42 条 業務規程細則第 39 条
Q62	支払期日として土日祝日など金融機関休業日を指定して発生記録を請求した場合には、どのような取扱いになりますか。	翌営業日を支払期日とする発生記録の請求があったものとして取扱いします。	業務規程第 30 条 1 項
Q63	債務者ですが、支払期日に口座間送金決済で支払をしましたが、支払等記録が記録されていません。 いつ支払等記録は記録されますか。	支払等記録は、支払期日の 3 営業日後に行われます。 なお、口座間送金決済が行われなかったでんさいに対する支払不能登録についても、支払期日の 3 営業日後に行われます。	業務規程第 32 条 3 項 業務規程細則第 43 条
Q64	口座間送金決済以外の方法ででんさいを支払う（受け取る）ことはできますか。	でんさいの支払は、口座間送金決済による方法が原則です。 ただし、例外的に以下の場合、口座間送金決済以外の方法にもとづく支払等記録を請求することができます。 ①支払期日前（支払期日の 3 営業日以前の日） ・債務者による全額支払 ・債務者に法的整理またはそれに準ずる破産手続の開始決定がされた場合ならびに当金庫が特に認めた場合における電子記録保証人による全額の支払 ②支払期日経過後 ・債務者による全額または一部支払 ・電子記録保証人、民事上の保証人または物上保証人等による全額の支払	業務規程第 40 条 2 項 業務規程細則第 21 条 3 項

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
Q65	口座間送金決済以外の方法ででんさいを支払い（受け取り）ました。必要な手続きはありますか。	利用者による支払等記録請求が必要となります。	業務規程第 32 条 業務規程細則第 21 条 2 項、3 項
Q66	債務者ですが、でんさいの支払期日前に口座間送金決済以外の方法で債権者に支払をしたにもかかわらず、支払期日になると口座間送金決済がされてしまいました。なぜですか。	口座間送金決済以外の方法で支払った場合でも、支払等記録が支払期日の 3 営業日前までにされていない場合は、口座間送金決済が行われます。 したがって、支払期日前に口座間送金決済以外の方法で支払った場合、支払期日の 3 営業日前までに支払等記録を行うか、あるいは口座間送金決済の中止を申し出ていただく必要があります。	業務規程第 32 条 業務規程第 44 条 業務規程細則第 21 条 3 項 業務規程細則第 42 条
Q67	債務者ですが、債権者が破産したという通知を受け取りました。口座間送金決済はどうなりますか。	原則として、口座間送金決済は中止されます。	業務規程第 42 条 業務規程第 44 条 業務規程細則第 40 条 1 項
Q68	債権者ですが、債務者が破産したという通知を受け取りました。 でんさいは口座間送金決済で支払われると思うので、破産手続きに参加しなくても、支払期日がきたら支払を受けられると考えていいですか。	破産手続開始決定は「第 0 号支払不能事由」に該当するため、原則として口座間送金決済は中止され、当該でんさいは支払不能となります。 当該でんさいから支払いを受けるためには、債務者の破産手続に参加する必要があります。	業務規程第 46 条 1 項 業務規程細則第 43 条 1 項

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
Q69	債権者ですが、でんさいの支払期日になりましたが、いまだに入金がされていません。 でんさいが支払不能になったかどうかどのように確認することができますか。	当金庫で決済資金を受け取る場合は、当金庫で入金状況を確認します。 または、債務者に直接お問い合わせください。 入金時間は、債務者の資金準備状況や債務者・債権者窓口金融機関の状況により異なります。 支払不能となったことが確認できるのは、支払期日から3営業日後となります。	業務規程細則第47条
Q70	債権者ですが、支払不能でんさいについて、債務者と調整した結果、分割払いを受けることとしました。 支払等記録をすることはできますか。	支払等記録をすることはできます。 支払期日経過後は、債務者からの支払があった場合に限り、でんさいの一部の金額を支払等をした金額とする支払等記録が可能です。 【参考】 債務者によって、債務の一部について支払等記録がされた後は、債務者以外の者を支払等をした者とする支払等記録をすることはできません。	業務規程第32条 業務規程第40条1項、2項
Q71	債権者ですが、債務者から支払期日に決済資金が用意できないとの連絡がありました。 債務者にも支払不能処分が科されることは避けたいのですが、でんさいも手形の期日延長のような手続きはできますか。	一定の条件のもとで、支払期日を延長する旨の変更記録請求をすることができます。 【参考】 対象となるでんさいが発生記録のみであり、かつ変更記録請求をオンライン（パソコン操作）で実施する場合は、支払期日の3営業日以前であれば変更可能です。 ※①対象となるでんさいが発生記録のみであり、かつ変更記録請求を書面により依頼する場合 ②対象となるでんさいが譲渡され、利害関係者全員の書面による承諾を得たうえで、書面により依頼する場合 以上のような場合は、支払期日の3営業日までに当金庫に必要書類を提出していただく必要があります。	業務規程第33条1項～3項 業務規程細則第23条1項～3項

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
Q72	債務者ですが、債権者が契約を履行してくれないため、でんさいの支払に応じたくありません。 口座間送金決済を中止するためには、債権者の同意が必要ですか。	債権者の契約不履行がある場合には、債権者の同意がなくても口座間送金決済を中止することができます。 この場合、でんさいが支払不能になり、通常であれば債務者は支払不能処分を受けてしまいますが、債務者が異議申立預託金を預け入れて異議申立手続きを行えば、でんさいの支払をしないことについて、支払不能処分を受けることはありません。	業務規程第 42 条ただし書 業務規程第 44 条 業務規程細則第 42 条 2 項 2 号①
Q73	電子記録保証人ですが、債権者からでんさいの支払請求を受けました。 まずは債務者に支払を請求すべきではないですか。	電子記録保証人には、民法上の保証人と異なり、債権者に対して、まず債務者へ支払いを請求するよう主張する権利は認められていません。 【参考】 民法上の保証人は、債権者から支払の請求を受けた場合、債権者に対して、まず主たる債務者へ先に請求するよう主張することができる他（民法第 452 条 催告の抗弁権）、主たる債務者に弁済する資力があり、かつ、執行が容易であることを証明して、債権者からの請求を拒むことができます。（民法第 453 条 検索の抗弁権） これに対し、電子記録保証人はいずれの権利も主張できません。	電子記録債権法第 34 条 1 項
Q74	債務者ですが、当社（私）に代わりでんさいの支払をしたという者から「特別求償権」の支払をするよう請求を受けています。 当該でんさいについて開示を受けると、支払等記録は記録されていますが、「債権者欄」に記載されている利用者と請求者が異なります。 どちらに「特別求償権」の支払をすればいいですか。	電子記録保証人がでんさいの支払等を行い、かつ支払等記録を行った場合、特別求償権が発生し、電子記録保証人は債務者に対してこの権利を行使することができます。 特別求償権を行使できる電子記録保証人は、対象でんさいの支払等記録に「支払者」として記録されていますので、債務者はこの「支払者」と請求者が同一であることを確認したうえで、特別求償権の支払をしてください。 なお、「債権者」欄に記載されている利用者は、すでに電子記録保証人から支払等を受けていますので、債務者はこの者に支払を行う必要はありません。	電子記録債権法第 35 条

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
支払不能処分制度			
Q75	支払不能処分制度とは何ですか。	<p>でんさい取引の安全を確保するためにでんさいネットが設けた制度であり、主な内容は以下のとおりです。</p> <p>①支払期日にでんさいの支払が行われなかった場合（支払不能）、このでんさいの債務者について支払不能が生じた旨およびその事由が全参加金融機関に通知されます。（ただし、債務者の信用に関しない支払不能（第0号支払不能事由）を除く）。</p> <p>②同一の債務者について、支払不能が6ヶ月以内に2回以上生じた場合（ただし、第0号支払不能事由の場合を除く）、その旨が全参加金融機関に通知されるとともに、債務者に取引停止処分というペナルティーが科されます。</p> <p>③債務者は、一定の条件を満たした場合、異議申立により取引停止処分の猶予を受けることができます。</p>	<p>業務規程第46条 業務規程第47条 業務規程第48条 業務規程第49条 業務規程細則第43条 業務規程細則第45条 業務規程細則第46条</p>
Q76	取引停止処分とは何ですか。	<p>債務者が6ヶ月以内に2回以上支払不能でんさいを生じさせた場合に、当該債務者に対して、</p> <p>①債務者としてのでんさいサービス利用 ②参加金融機関との間の貸出取引</p> <p>以上2点を2年間禁止するものです。</p> <p>手形の取引停止処分に類似の制度であり、この取引停止処分を科す旨の通知は、すべての参加金融機関に対して通知されます。</p>	<p>業務規程第48条 業務規程第49条</p>
Q77	債務者ですが、ある支払期日に複数のでんさいを支払不能にしてみました。直ちに取引停止処分を受けてしまいますか。	<p>複数のでんさいが同日に支払不能となった場合は、手形の不渡と同様、支払不能の回数は「1回」としてカウントされますので、直ちに取引停止処分を受けることはありません。</p>	<p>業務規程第48条</p>

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
Q78	債務者ですが、取引停止処分を受けた場合には、でんさいサービスを利用することができなくなるのですか。	利用者が取引停止処分を受けた場合、債務者としてのでんさいサービスの利用が2年間禁止され、自らを債務者とする発生記録請求および自らを電子記録保証人とする単独保証記録請求がこの期間中できなくなりますが、その他の利用は可能です。	業務規程第12条4項 業務規程第18条 業務規程第22条1項8号 業務規程第49条1項 業務規程細則第10条1項1号
Q79	債務者ですが、口座間送金決済を中止した場合には、どんな理由があっても支払不能処分の対象となりますか。	債権者の同意を得たうえで口座間送金決済を中止した場合や、債務者または債権者が破産手続開始決定等を受けた場合は、支払不能処分の対象とはなりません。上記以外で口座間送金決済を中止した場合は、支払不能処分の対象になります。ただし、例えば債権者の契約不履行がある等、でんさいの支払を中止する正当な理由がある場合は、異議申立をすることにより、支払不能処分の猶予を受けることができます。	業務規程第42条 業務規程第50条 業務規程細則第40条 業務規程細則第43条
Q80	債務者ですが、取引停止処分を受けてしまいましたが、その後も既発生のでんさいについて、支払不能を複数回出してしまいました。取引停止処分期間は2年間ですが、支払不能でんさいが生じるたびに延長されるのですか。	取引停止処分を受けた後、更に支払不能でんさいが生じた場合であっても、重ねて支払不能処分または取引停止処分は科されません。よって、取引停止処分期間は延長されません。	業務規程第47条1項3号 業務規程第48条3号
Q81	債務者ですが、支払不能でんさいについて、後日、債権者に支払のうえ支払等記録を行いました。支払不能情報は削除され、支払不能処分のカウント対象外となりますか。	原則として、支払期日に口座間送金決済による支払がされなかったでんさいは支払不能でんさいとして取り扱われるため、債務者が支払期日後に支払をしたとしても、支払不能情報は削除されず、支払不能処分のカウント対象外にもなりません。	業務規程第2条9号

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
Q82	債務者ですが、支払不能となった場合には、でんさいにその旨記録されますか。	支払不能に関する情報は、法律上ででんさいへの記録が義務付けられている事項ではありませんが、でんさいネットでは支払不能に関する情報を保有しています。	
Q83	支払不能処分を受けた利用者から、利用契約を承継することになりました。 この場合、当社（私）がでんさいの支払不能を生じさせたわけではないので、支払不能処分を受けることはないと考えていいですか。	支払不能処分を受けた利用者から利用契約を承継した利用者には、原則として被承継人に科されていた支払不能処分が科されますので、ご注意ください。 ただし、利用契約の承継にあたり、当該支払不能でんさいをすべて完済している等の事情がある場合には、例外的な扱いができる可能性もありますので、当金庫にお問い合わせください。	
Q84	債務者ですが、でんさいが支払不能となった場合、その情報は公表（誰もが知り得る状態）されてしまいますか。	開示請求対象となるでんさいに関係のない第三者は、開示権限者の範囲に含まれませんので、でんさいネットの大事な取引内容を第三者に知られてしまう心配はありません。 ただし、金融機関は、自らを窓口金融機関とする利用者が開示できるでんさいに関する事項については、開示を受けることができます。	業務規程第 57 条 1 項、2 項 業務規程細則第 56 条 業務規程細則第 57 条
Q85	債務者ですが、支払不能でんさいに関する支払不能通知または取引停止通知を見ることはできますか。	通知そのものの照会はできませんが、債務者は自らに関する支払不能通知または取引停止通知の有無および通知された支払不能情報の内容の開示を受けることはできます。	業務規程第 54 条 業務規程細則第 50 条
Q86	債務者ですが、債権者の都合で口座間送金決済ができませんでした。 支払不能処分の対象ではないと思いますが、支払不能という表示を消せませんか。	債権者の都合で口座間送金決済ができない場合は、債務者の信用に関しない支払不能（第 0 号支払不能事由）であり、支払不能処分の対象にはなりません。支払不能が生じている以上、支払不能の表示を消去することはできません。	業務規程第 2 条 9 号 業務規程第 46 条 業務規程第 47 条 業務規程第 48 条 業務規程細則第 43 条 1 項

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
Q87	債権者ですが、支払不能でんさいを保有しています。 債権として有効だと思いますが、消滅時効はありますか。	時効はあります。 手形と同様、消滅時効期間は、3年間です。	電子記録債権法第 23 条
Q88	異議申立手順の手順について教えてください。	債務者が異議申立を行う場合には、以下の手順を行ってください。 ①異議申立を行うでんさいの支払期日の前営業日までに、でんさいネット所定の書類を当金庫に提出してください。 ②支払期日までに、異議申立の対象となるでんさいの債権金額と同額の金銭（異議申立預託金）を当金庫に預け入れてください。 なお、債務者が自ら債務者となっているでんさいが不正作出されたことを理由として異議申立を行う場合は、異議申立預託金の預け入れの免除を申し出ることもできます。	業務規程第 50 条 業務規程細則第 46 条 業務規程細則第 47 条
Q89	債務者ですが、何者かが不正に行った発生記録請求により生じたでんさいが、すでに第三者に譲渡されてしまいました。 当該でんさいについて、口座間送金決済を中止するとともに異議申立を検討していますが、異議申立預託金の預け入れの免除の申立をすることはできますか。	債務者は、でんさいが不正な発生記録請求により不正作出された旨を主張して、異議申立手続において、異議申立預託金の預け入れの免除を申し立てることができません。（当該申立に理由があるとでんさい事故調査会が認めた場合、異議申立預託金の預け入れが免除されます） 【参考】 でんさい事故調査会とは、でんさいの不正作出等、利用者の申立に対して第三者の公平な判断が必要とされる場合に、専門的知識を有する者（主に社外有識者）が公正・中立的な立場から、不正作出の原因等について調査を行う枠組みです。	業務規程第 50 条 業務規程細則第 42 条 2 項 業務規程細則第 47 条

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
Q90	債務者ですが、発生記録に係る債権者との原因契約について不履行が生じたため、異議申立を行います。異議申立が認められた場合には、当該でんさいを支払わなくてもいいということですか。	異議申立が認められた場合であっても、必ずしも債務者が支払義務を免れるわけではありません。 債務者が支払義務を負わないことが裁判等で確定した場合に、当該でんさいについての支払義務はなくなります。	業務規程第 50 条

ご利用者様向け Q&A 集

Q91	問い合わせ内容	回答例	備考
	<p>債務者ですが、異議申立手続のために預け入れた異議申立預託金を返還してほしいのですが、必要な手続を教えてください。</p>	<p>例えば、債務者に支払義務のないことが裁判により確定した場合や異議申立をした日から起算して2年を経過した場合は、債務者は必要書類を当金庫に提出し、異議申立預託金の返還許可を請求できます。</p> <p>【参考】</p> <p>債務者は、次の事由が生じた場合は、必要書類を当金庫に対し提出することで異議申立預託金の返還許可を請求することができます。</p> <p>①でんさいネットが債務者に対して、他のでんさいの支払不能により取引停止処分を科した場合</p> <p>②債務者が異議申立の取下請求を行った場合（この場合は、債務者には支払不能処分または取引停止処分が科されますのでご注意ください）</p> <p>③異議申立をした日から起算して2年を経過した場合</p> <p>④債務者が支払義務を負わないことが、裁判等により確定した場合</p> <p>また、債務者がいったん異議申立預託金を当金庫に預け入れたものの、その後、支払不能が生じた事由が不正作出その他これらに相当する事由であると主張し、かつでんさいネットがこれを認めた場合も、債務者は異議申立預託金の返還許可の申立ができます。</p> <p>なお、次の事由が生じた場合は、債務者ではなく、債権者が異議申立預託金の返還許可を請求することができます。</p> <p>①債務者が支払義務を負うことが、裁判等により確定した場合</p> <p>②異議申立預託金返還請求権に対する差押命令等があった場合</p> <p>③異議申立の原因となった第2号支払不能事由が解消した場合</p>	<p>業務規程第 51 条</p> <p>業務規程第 53 条</p> <p>業務規程細則第 48 条</p> <p>業務規程細則第 49 条</p>

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
Q92	債権者ですが、保有するでんさいについて異議申立がされてしまいました。 このでんさいの支払を受けることはできますか。	次のいずれかに該当する場合、支払を受けることが可能となります。 ①債務者が支払義務を負うことが、裁判等により確定した場合 ②異議申立預託金の返還請求権に対して差押をした場合 ③異議申立の原因となった第2号支払不能事由が解消した場合 ④債務者が支払義務を負うことを認めた場合	業務規程第51条 業務規程細則第48条1項5号の2、2項2号
Q93	大地震など災害が生じて支払が難しい場合であっても、支払不能処分が科されますか。	大地震などのため、債務者が支払期日までに決済口座に資金を準備することができず、やむを得ず支払不能となった等、支払不能処分または取引停止処分を科すことが不適当と認められる場合は、でんさいネットと当金庫において対応を協議し、実態に応じた措置をとります。	業務規程第55条
Q94	債務者ですが、手形の不渡とでんさいの支払不能をそれぞれ1回ずつ発生させてしまいました。取引停止処分を科されてしまいますか。	手形交換所の不渡処分制度と、でんさいの支払不能処分制度は異なる制度であるため、不能回数を合わせてカウントはしません。 したがって、でんさいの支払不能は1回であり、債務者は取引停止処分を科されません。	
でんさいの支払不能時の対応等			
Q95	支払不能でんさいは、どのように債権者または保証人に請求すればいいですか。	基本的には、売掛金（指名債権）が延滞となった場合と同様の手続きとなります。 【参考】 支払不能でんさいの請求手続きは、売掛金（指名債権）が支払遅延となった場合のと同様であり、民法や民事訴訟法の定めに従うと考えて結構です。 訴訟で請求する場合の証拠書類としては、支払期日の3営業日後に窓口金融機関より出される支払不能通知や、支払不能でんさいの開示請求による表示画面を印刷したもの等が考えられます。 なお、電子記録されているでんさいの債権者は、電子記録債権法を適法に有するものと推定されますので、訴訟においては、債務者等相手方に債権者に権利がないことの立証責任があります。	電子記録債権法第9条2項

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
Q96	支払期日に決済口座に入金されなかったが、債務者や保証人にはいつから請求できますか。	<p>支払期日に入金がなかったことを確認できれば請求できます。 支払不能通知を待つ必要は原則としてありません。</p> <p>【参考】 債権者が支払不能に関する情報を開示で確認できるのは、支払期日の3営業日後以降になります。それまでは、開示画面では支払不能となった旨の表示はされませんので、ご注意ください。</p>	
Q97	手形訴訟に相当する制度はありますか。	<p>ありません。</p> <p>ただし、電子記録債権の請求訴訟においては、債務者等相手方に債権者に権利がないことの立証責任がありますので、売掛金等の請求訴訟と比べ、債権者の負担は軽減されます。</p>	
Q98	支払期日経過後に支払不能でんさいの弁済を受けたが、でんさいネットでの手続きはどうすればいいですか。	<p>有効な弁済を受けた時点ででんさいは消滅しますが、弁済を受けたことを電子記録上明らかにするために支払等記録を行ってください。</p> <p>【参考】 でんさいが弁済等により消滅した場合、電子記録としては支払等記録を行いますが、原則として、この支払等記録は電子記録債権の消滅の法的要件ではありませんので、でんさいは弁済等をした時点で消滅します。(口座間送金決済で決済されたでんさいの支払等記録は、支払期日の3営業日後に確認できますが、当該でんさいの消滅時期は、口座間送金決済が行われた時になります。また、例外的に、混同については、支払等記録が電子記録債権消滅の法的要件とされています。)</p> <p>ただし、実態上の権利関係の変動を電子記録上明らかにするために、支払等記録を行うようにしてください。支払等記録を行う時期ですが、必ずしもでんさいの弁済を受けた当日に行う必要はありませんが、弁済を受けた後なるべく早い時期に支払等記録を行うことが望ましいです。</p>	電子記録債権法第 22 条 1 項

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
Q99	支払期日経過後に弁済を受けたときの支払等記録の請求方法はどうすればいいですか。	債権者等支払等を受けた者が請求する方法と、債務者等支払等した者が債権者の同意を得て請求する方法の2通りあります。	
Q100	支払期日後にでんさいを弁済したが、支払等記録を行わないとどのような問題が生じますか。	<p>電子記録保証人が代位弁済した場合、支払等記録をすることが特別求償権を取得するための法的要件です。</p> <p>また、支払等記録の前に差押がされた場合の差押債権者等に対し、支払済であることの立証が必要となる可能性があります。</p> <p>【参考】</p> <p>支払等記録は電子記録債権の消滅の法的要件ではないため、支払期日後にでんさいの弁済を受けた場合に、支払等記録を行わなくても当該弁済は有効です。</p> <p>ただし、特に債務者等弁済者は、以下のような点に留意が必要です。でんさいを弁済した場合は、債権者等支払を受けた者と手続きについて確認のうえ、支払等記録を行うようにしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子記録保証人が代位弁済した場合、電子記録保証人が特別求償権を取得するためには支払等記録をすることが法的要件となります。 弁済した後、支払等記録が行われるまでの間に仮に譲渡記録がされた場合には、人的抗弁が切断され、譲受人に対しては、支払等記録が行われていないと支払済であることが対抗できない可能性があります。 <p>ただし、人的抗弁の切断の規定は、支払期日経過後に譲渡された場合には適用されません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座間送金決済によらずでんさいを弁済した場合、でんさいネットではその旨を把握することができませんので、支払等記録が行われな限り、でんさいの残高証明書には当該でんさいは残高として表示されます。 	電子記録債権法第 35 条 電子記録債権法第 20 条

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
Q101	支払不能でんさいの債権金額の一部を弁済することは可能ですか。	<p>支払期日経過後のでんさいの債権金額の一部弁済は、債務者は可能ですが、電子記録保証人または民事上の保証人等は、債権金額全額の弁済のみ可能です。</p> <p>【参考】</p> <p>でんさいネットでは、でんさいの支払方法に一定の制限を設けています。でんさいの債権金額の一部支払については、債務者は支払期日経過後であれば可能ですが、電子記録保証人や保証人等の一部弁済は、支払期日前後を問わずできません。</p>	業務規程第 40 条
Q102	支払不能でんさいを譲渡することはできますか。	<p>支払期日の 3 営業日後から可能ですが、債権金額全額の譲渡に限りますので、支払期日経過後のでんさいの分割譲渡はできません。</p> <p>また、支払期日後の譲渡であっても、保証記録が原則として随伴します。</p>	
Q103	支払不能でんさいの回収に時間がかかりそうだが、債権記録に保存期間はありますか。	<p>債権記録については、支払期日から少なくとも 10 年間は保存します。</p> <p>【参考】</p> <p>電子記録債権法では、債務者による支払等記録または削除の変更記録により債権が消滅した場合はその日から 5 年間、消滅していない債権については支払期日または最後の電子記録がされた日から 10 年間保存するように定められています。</p>	電子記録債権法第 86 条
Q104	でんさいの債務者が破産手続開始決定を受けたが、どうすればいいですか。	<p>支払不能事由第 0 号に該当し、口座間送金決済は中止されます。</p> <p>当該でんさいの回収は、債務者の破産手続きによって行うことになります。</p> <p>【参考】</p> <p>でんさいについて破産債権届を提出する場合、添付資料としては、通常開示の開示書面を添付することが想定されます。</p>	
Q105	でんさいの債務者が破産手続開始決定を受けたが、電子記録保証人に請求できますか。	<p>破産手続開始決定は民法第 137 条に定める期限の利益喪失事由ですので、支払期日前であっても電子記録保証人に請求できます。</p> <p>ただし、電子記録保証人から弁済を受ける場合、でんさいの債権金額の全額である必要があります。</p>	

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
Q106	でんさいの債務者であるが、債権者が破産手続開始決定を受けた場合、支払はどうすればいいですか。	債権者の破産手続開始決定は第0号支払不能事由に該当し、口座間送金決済は中止されます。 ただし、支払期日において支払義務があることには変わりありませんので、決済方法について破産管財人に確認する必要があります。	
Q107	でんさいの債権者であるが、支払期日にでんさいの支払がなされなかったため、買掛金等の反対債権と相殺することは可能ですか。	通常の間殺と同様に、買掛金の期限の利益を自ら放棄することで可能です。 支払等記録は自ら請求するか、または間殺の相手方の請求に対し承諾することで行います。	
Q108	でんさいの債権者であるが、支払期日前に債務者が破産手続開始決定を受けたが、買掛金等の反対債権と相殺することは可能ですか。	債務者の破産手続開始決定は、民法で定める期限の利益喪失事由にあたりますので、買掛金の期限の利益を自ら放棄することで可能です。 支払等記録は自ら請求するか、または間殺の相手方の請求に対し承諾することで行います。 【参考】 でんさいの債権金額が買掛金の金額より大きいため、でんさいの債権金額の一部の間殺となった場合、支払期日前にでんさいの債権金額の一部の支払等記録はオンラインで出来ませんので窓口金融機関にお申し出ください。	
Q109	でんさいの債務者であるが、売掛金等別の債権が支払われなかったため、支払期日未到来のでんさいと相殺することはできますか。	でんさいの期限の利益について自ら放棄することで可能ですが、間殺した旨の支払等記録の請求は、でんさいの債権者の協力が必要です。 また、支払期日前のでんさいを受働債権とする間殺の場合、でんさいの債権金額の一部の間殺はできません。	

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
Q110	<p>でんさいの債務者であるが、売掛金等別の債権が支払われなかったので、支払期日未到来のでんさいと相殺したが、支払等記録について債権者の協力が得られない場合はどうすればいいですか。</p>	<p>電子記録債権法の定めにもとづき、法的手続きを検討することになります。</p> <p>【参考】</p> <p>仮に、支払期日前に相殺した後、支払等記録について債権者の協力が得られないまま支払期日到来前に当該でんさいが譲渡された場合、譲受人について人的抗弁の切断の規定が適用される可能性があります。</p> <p>支払等記録について債権者の協力が得られない場合は、債権者に承諾を命じる判決を取得すること、当該判決が出るまでの間は、当該でんさいの処分禁止の仮処分を申し立てること等が考えられます。</p>	<p>電子記録債権法第 25 条 2 項</p>
Q111	<p>譲渡したでんさいが支払不能となり、譲受人から請求を受けたが、どのような責任を負いますか。</p> <p>また、代位弁済した場合は、他の電子記録保証人に求償できますか。</p>	<p>電子記録保証人として、手形保証人と類似の責任を負います。</p> <p>主債務者に代わり弁済し、支払等記録を行った場合は、手形の遡求権と類似の特別求償権を取得し、債務者および自分より前に電子記録保証人となった者に求償できます。</p> <p>【参考】</p> <p>電子記録保証人は、手形保証や連帯保証と同様に、債権者に対する催告・検索の抗弁権がありません。</p> <p>また、電子記録保証には独立性が定められていますので、主債務者がその債務を負担しなくなった場合でも、電子記録保証債務の効力に影響はありません。</p> <p>電子記録保証人が代位弁済した場合は、その旨の支払等記録を行ってください。</p> <p>支払等記録を行うことにより、手形の遡求権と類似の特別求償権を取得し、債務者および自分より前の電子記録保証人に求償することができます。</p> <p>自分よりも前に電子記録保証人となった者の確認は、通常開示でできます。</p>	<p>電子記録債権法第 34 条</p> <p>電子記録債権法第 33 条</p>

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
Q112	でんさいに対し、譲渡によらず電子記録保証（単独保証記録）を行う場合の手続きはどうすればいいですか。	債権者が保証記録を請求し、その旨の通知を受けた保証人が5営業日以内に承諾することにより行います。	
Q113	でんさいを被保証債権とする民事上の保証契約は可能ですか。	可能です。 反復する取引に対し根保証を行う場合は、民事上の根保証契約によることとなります。	
Q114	でんさいの債権者であるが、電子記録保証人から支払不能でんさいの弁済を受けたが、手形のようにでんさいを譲渡すればいいですか。	支払等記録を請求してください。 譲渡記録は不要です。 【参考】 支払等記録をすることが、代位弁済をした電子記録保証人が特別求償権を取得する法的要件となります。 なお、でんさい上の債務以外の債務が保証対象である場合の例としては、保証協会保証付のでんさい割引があります。 保証協会の保証対象は、でんさい上の債務ではなく金融機関の割引依頼人に対する買戻特約に係る債務ですので、保証協会が保証履行した場合は、支払等記録ではなく、金融機関を譲渡人、保証協会を譲受人とする譲渡記録を行います。	
Q115	電子記録保証人として代位弁済したが、弁済した遅延損害金の扱いはどうすればいいですか。	支払等記録を請求する際に、「費用等」の金額欄に弁済した遅延損害金を入力することで、当該遅延損害金も特別求償権に含まれることとなります。	電子記録債権法第 35 条 1 項

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
Q116	民事上の保証人として代位弁済したが、何か手続きは必要ですか。	<p>でんさいについて民事上の保証を履行した場合も、支払等記録をすることができません。</p> <p>代位弁済した民事上の保証人がでんさいネットの利用者ではない場合、支払等記録を請求するためにはでんさいネットの利用者となる必要があります。</p> <p>【参考】</p> <p>本来はでんさいネットの利用資格のない、個人事業者でない個人がでんさいの民事上の保証を履行した場合は、でんさいの支払等記録に関する記録請求に利用を限定した「保証利用限定特約」により、でんさいネットの利用者となったうえで、代位弁済をしたでんさいの支払等記録が可能です。</p>	
Q117	<p>でんさいが第2号支払不能事由の支払不能となった。</p> <p>債権者として、債務者の主張は容認できないので、当該でんさいの回収を検討したいがどうすればいいですか。</p>	<p>でんさいの債務者が異議申立の際に窓口金融機関に預けた「異議申立預託金」からの回収を検討します。</p> <p>異議申立預託金返還請求権に仮差押えをしたうえで、債務名義を取得し、同請求権の差押えにより回収する等が考えられます。</p>	
でんさいの開示			
Q118	でんさいの内容の開示手続きについて教えてください。	<p>通常開示はパソコン操作または書面受付により手続きできます。</p> <p>特例開示は「特例開示請求書」を当金庫に提出いただきます。</p>	業務規程第 57 条

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
Q119	「通常開示」と「特例開示」の違いについて教えてください。	<p>「通常開示」とは、自らが債権者、債務者および電子記録保証人であるでんさいの情報および記録請求にあたり提供した情報を開示するものです。</p> <p>「特例開示」とは、通常開示の対象外となるでんさいの内容および記録請求にあたり提供した情報を開示するものです。</p> <p>【参考】</p> <p>債権記録に記録されている事項の開示は、開示請求者が電子記録名義人であるか、電子記録債務者として記録されているか、かつての電子記録名義人あるいは電子記録債務者にすぎないのかによって、開示される範囲が異なります。</p>	<p>業務規程第 57 条</p> <p>業務規程細則第 56 条</p>
Q120	「特例開示」は誰でもできますか。	債権者、債務者、電子記録保証人、対象となるでんさいの債権記録に記録されている者およびその相続人ならびにこれらの者の財産の管理および処分をする権利を有する者に限ります。	<p>業務規程第 57 条 1 項</p> <p>業務規程細則第 56 条 4 項</p>
Q121	複数の金融機関ででんさいサービスを利用していますが、当社（私）が関係しているすべてのでんさいを開示したい場合には、「開示請求」をそれぞれの金融機関にする必要がありますか。	複数の窓口金融機関ででんさいサービスを利用しており、利用者が関係しているすべてのでんさいを開示したい場合は、「開示請求」をそれぞれの金融機関にする必要があります。	<p>業務規程第 57 条</p> <p>業務規程細則第 56 条</p>
Q122	当社（私）が関係しているでんさいの情報は、金融機関にも開示されるのですか。	金融機関は、自らを窓口金融機関とする利用者のでんさいについて、開示請求することができます。	業務規程細則第 57 条

ご利用者様向け Q&A 集

Q	問い合わせ内容	回答例	備考
Q123	<p>でんさいの開示を受けたところ、譲渡記録の「譲渡人欄」が空欄になっています。</p> <p>記載もれではないですか。</p>	<p>通常開示（最新債権情報開示）では、譲渡記録がされている場合でも、その内容は記載されません。</p> <p>また、通常開示（全部開示）では、最新の譲渡記録のみ記載され、それ以外の譲渡記録がされている場合でも、その内容は表示されません。</p> <p>なお、通常開示（全部開示）で表示されない譲渡記録が記載された記録事項の開示を希望する場合は、特例開示を依頼してください。</p> <p>【参考】</p> <p>債務者、最終債権者、保証人が開示をする場合は、原則として、中間譲受人の名称等が記録されている譲渡記録を除く、すべての記録を開示することができます。</p>	<p>業務規程第 57 条 1 項</p> <p>業務規程第 57 条 2 項</p> <p>業務規程細則第 56 条</p>
Q124	<p>利用契約を解約した後でも、でんさいの開示を受けることはできますか。</p>	<p>以下の情報に限り、利用時の窓口金融機関を通じて開示を受けることができます。</p> <p>（特例開示）</p> <p>①支払不能処分または取引停止処分の有無および支払不能情報の内容</p> <p>②債権記録に記録されている事項</p> <p>③記録請求に際して当金庫を通してでんさいネットに提供した情報</p>	<p>業務規程細則第 5 条</p> <p>業務規程第 57 条</p> <p>業務規程第 59 条</p>
Q125	<p>過去のある時点におけるでんさいの残高を確認したい場合、でんさいの件数が多いときは、どうすればいいですか。</p>	<p>残高証明書を発行いたしますので、そちらでご確認ください。</p> <p>発行方法は、2 通りございます。</p> <p>①お客様の請求の都度、でんさいネットへ発行依頼する方法</p> <p>②定期的に残高証明書を発行する方法</p> <p>いずれにおいても、残高証明書の発行請求および発行手数料が必要となります。</p> <p>残高証明書には、発行基準日、残高証明の対象となる利用契約における決済口座および各種残高（債権残高、債務残高、電子記録保証残高、特別求償権残高、求償権残高）が記載されます。</p>	

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
その他			
Q126	裁判所から差押命令が送達されてきました。 何か必要な手続はありますか。	当金庫へ、裁判所等から強制執行等の書類の送達を受けた日を申し出て、口座間送金決済を中止するでんさいを特定していただいたうえで、以下の書類を提出してください。 ①送達された書類の写し ②口座間送金決済中止依頼 【参考】 裁判所等から記録機関、第三債務者、差押債務者に対して、差押命令が送達されます。 この送達を受け、でんさいネットでは、差押命令等の内容を記録することになります。	業務規程第 38 条 業務規程細則第 41 条
Q127	当社が破産してしまいました。 何か必要な手続はありますか。	速やかに当金庫に届出ください。	業務規程第 20 条
Q128	個人事業主としてでんさいサービスを利用していた父が死亡してしまいました。 何か必要な手続はありますか。	当金庫へほかの取引と同様に、利用者が死亡した旨を、除籍謄本・死亡証明書等の書類により届出してください。 なお、故人が利害関係者となるでんさいがすべて消滅していれば、自動的に利用契約が解除されますが、でんさいが存在している場合は、すべてのでんさいが消滅するまでの間、故人の地位を承継する相続人を届出いただく必要があります。 【参考】 個人事業主に相続が発生した場合、すべての記録請求が停止されます。(相続利用停止。なお、でんさいネットから債務者の取引金融機関に対する決済情報の提供は通常通り行われますが、口座間送金決済の実施は当金庫の判断となります。)引き続きでんさいサービスを利用するためには、「相続時利用継続」「名義変更」などの方法があります。	業務規程第 17 条 業務規程細則第 9 条

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
Q129	個人事業主としてでんさいサービスを利用していた父の事業を相続することになりました。 父が利用していた利用者番号を継続して利用することはできますか。	相続される方が既に利用者番号を付与されていなければ、継続して利用することができます。	業務規程第 17 条 業務規程第 22 条 1 項 6 号
Q130	組織再編により、他社と合併することになりました。 何か必要な手続きはありますか。	合併により利用契約の地位を承継した旨を当金庫に届出いただく必要があります。 【参考】 承継者は、新規の利用登録時と同様、利用要件に関する一定の確認および審査を経たうえで、特に問題がない場合は、引き続き利用者としてでんさいサービスを利用することができます。 ただし、被承継者が債務者利用停止措置中であるなどの理由により、利用要件を満たさなくなる場合は、利用の範囲が制限される可能性もあります。	業務規程第 19 条
Q131	請求した内容と異なるでんさいが発生しています。 どうすればいいですか。	速やかに当金庫に届出ください。 【参考】 届出を受け、当金庫およびでんさいネットで原因を調査します。 当金庫またはでんさいネットに原因がある場合は、利害関係者からの同意を得たうえで、当該でんさいの記録を訂正いたします。	業務規程細則第 36 条 6 項
Q132	窓口金融機関から電子記録の訂正について承諾してほしいと言われました。 承諾をしなければなりませんか。	訂正に協力していただく義務があり、理由なく承諾しない場合は業務規定に反することになります。 なお、電子記録上の利害関係を有する第三者がある場合には、当該第三者の承諾がなければ、電子記録の訂正をすることができません。	業務規程第 39 条 1 項 業務規程第 39 条 3 項 業務規程細則第 36 条

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
Q133	大地震などの災害やでんさいネットのシステムで災害・障害等が発生した場合の取扱いについて教えてください。	でんさいネットでは、通常時に稼動しているプライマリーセンターで災害や障害が発生した場合は、バックアップシステムに切り替えて業務を継続します。 なお、支払不能処分または取引停止処分を科すことが不相当と認められる場合は、手形に準じて実態に応じた措置をとります。	
Q134	でんさいを手形のように割り引いてもらうことはできますか。	でんさいの割引は可能です。	
Q135	でんさいを手形のように借入金の担保にすることはできますか。	現在、当金庫では取扱いをしておりません。	
Q136	他の電子債権記録機関で発生させた電子記録債権を、でんさいネットで利用することはできますか。	他の電子債権記録機関で発生させた電子記録債権を、でんさいネットで利用することはできません。 また、その逆も同じです。	
Q137	社名に機種依存文字が含まれているのですが、正しい文字で登録することは可能ですか。	でんさいネットでは、全角文字の場合「JIS X 0208 1990(90JIS)」(ただし、機種依存文字を除く)が定義する文字集合を使用することができます。 【参考】 利用者の住所や名称に、いわゆる外字(「JIS X 0208 1990(90JIS)」に含まれない文字または機種依存文字)が含まれている場合、原則として使用することのできる文字への置き換えをすることになります。	

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
Q138	債権記録は、何年保存されますか。	少なくとも 10 年間は保存します。 【参考】 電子記録債権法では、債権が消滅した場合はその日から 5 年間、消滅していない債権については、支払期日または最後の電子記録がされた日から 10 年間保存することとされています。	電子記録債権法第 86 条
当金庫への問い合わせ			
Q139	問い合わせの受付時間は何時までですか。	問い合わせの受付は、平日のみとなっています。(金融機関休業日は受付しておりません) 受付時間は、9:00~16:00 となっています。	
Q140	操作についての問い合わせ先はどこですか。	でんさいサービスに関する操作方法は、本部：事務部が担当しています。 電話：03-5607-1141	
Q141	でんさい割引についての問い合わせ先はどこですか。	でんさい割引に関しては、本部：融資部が担当しています。 電話：03-5607-1131 なお、しんきん電子記録サービスでのでんさい割引申込や譲渡記録については、原則、当金庫がお客様に代わり行いますので、書面による申込となります。	
Q142	電子証明書の発行・取得方法についての問い合わせ先はどこですか。	電子証明書の発行・取得については、本部：事務部が担当しています。 電話：03-5607-1141	

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
会計上の取扱い等について			
Q143	商品代金としてでんさいを受け取る場合には、領収書を発行する必要がありますか。	領収書を発行するか否かは当事者間の取り決め次第であり、必ずしも領収書を発行する必要はありません。 領収書を発行しない場合、記録事項の開示で対応することが考えられます。 ただし、譲渡記録ででんさいを受け取り、その後、受け取ったでんさいを他の利用者に譲渡したケースでは、譲渡記録が閲覧できなくなる可能性がありますのでご注意ください。	
Q144	商品代金としてでんさいを受け取る際に領収書を発行した場合、当該領収書に収入印紙を貼付すべきですか。	商品代金としてでんさいを受け取る際に領収書を発行した場合には、当該領収書に収入印紙を貼付する必要はありません。 商品代金として受け取るでんさいは、電子記録債権であり、金銭や有価証券ではないため、でんさいを受け取る際に領収書を発行した場合であっても、当該領収書は印紙税法上の課税文書に該当しないためです。 なお、でんさいを受け取る際に発行する領収書であっても、「上記金額をでんさいで受領いたしました。」などでんさいで受け取った旨の記載がない場合には、印紙税法上の課税文書（第 17 号の 1 文書）に該当します。	

ご利用者様向け Q&A 集

	問い合わせ内容	回答例	備考
Q145	<p>でんさいを取引先に譲渡したのですが、原則どおり、電子記録保証債務を負担しています。</p> <p>このような場合の会計上の取扱いはどのようにすればいいですか。</p>	<p>会計上の取扱いについては、企業会計基準委員会が、平成 21 年 4 月 9 日付で「電子記録債権に係る会計処理及び表示についての実務上の取扱い（実務対応報告第 27 号）」を公表しています。</p> <p>なお、でんさいを電子記録保証債務付で譲渡した場合の取扱いについては、同報告に「譲渡記録により当該電子記録債権を譲渡する際に、保証記録も行っている場合には、受取手形の割引高又は裏書譲渡高と同様に、財務諸表に注記を行う」と記載されていますので、「電子記録保証債務負担高」等のように偶発債務の内容を明示して注記する取扱いや、重要性の原則に鑑み、手形取引に含めて財務諸表に注記する取扱いが考えられます。</p> <p>詳細は公認会計士・税理士にご相談ください。</p>	
Q146	<p>でんさいを取引金融機関に割引申込して実行した場合の会計上の取扱いはどのようにすればいいですか。</p>	<p>会計上の取扱いについては、企業会計基準委員会が、平成 21 年 4 月 9 日付で「電子記録債権に係る会計処理及び表示についての実務上の取扱い（実務対応報告第 27 号）」を公表しています。</p> <p>なお、でんさいを電子記録保証債務付で譲渡した場合の取扱いについては、同報告に「譲渡記録により当該電子記録債権を譲渡する際に、保証記録も行っている場合には、受取手形の割引高又は裏書譲渡高と同様に、財務諸表に注記を行う」と記載されていますので、「電子記録債権割引高」等のように債権の内容を明示して注記する取扱いや、重要性の原則に鑑み、手形取引に含めて財務諸表に注記する取扱いが考えられます。</p> <p>詳細は公認会計士・税理士にご相談ください。</p>	

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容		回答例	備考
Q147	でんさいが支払不能になった場合の会計上の取扱いはどのようにすればいいですか。	<p>会計上の取扱いについては、企業会計基準委員会が、平成 21 年 4 月 9 日付で「電子記録債権に係る会計処理及び表示についての実務上の取扱い（実務対応報告第 27 号）」を公表しています。</p> <p>手形が不渡りになった場合には、固定資産の「不渡手形」や「破産更生債権等」に振り替える取扱いがされており、でんさいが支払不能になった場合においても同様の取扱いをすることが考えられます。</p> <p>したがって、「支払期日経過電子記録債権」等の債権の内容を明示して取扱うことや、重要性の原則に鑑み、「不渡手形」等に含めて取扱うことが考えられます。</p> <p>詳細は公認会計士・税理士にご相談ください。</p>	
セキュリティ対策			
Q148	でんさいネットのセキュリティ対策はどのような内容ですか。	<p>でんさいネットは、(公財) 金融情報システムセンター (FISC) の「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準」に準拠した形で「セキュリティガイドライン」を設けています。</p> <p>でんさいネットおよび当金庫は、同安全対策基準およびセキュリティガイドラインに従ってシステム構築およびシステムリスク管理態勢を整備、運営しております。</p> <p>また、でんさいネットは、その整備、運営状況を定期的に確認しています。</p> <p>今後も、将来的なセキュリティ対策の動向に応じて、適切な対策等を実施していく予定です。</p>	

ご利用者様向け Q&A 集

問い合わせ内容	回答例	備考
セキュリティ対策		
<p>Q149</p> <p>(公財) 金融情報システムセンター (FISC) の「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準」とは、どのような内容ですか。</p>	<p>「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準」とは、昭和 60 年 12 月、金融機関等の自主基準として策定されて以来、社会情勢の変化に対応して継続的に改訂が行われ、現在も金融情報システムに関する安全対策の拠りどころとして活用されているものです。</p> <p>また、金融庁の「主要行等向けの総合的な監督指針」等において、金融機関は同基準に準拠した情報セキュリティ管理態勢およびシステムリスク管理態勢を講ずることが求められており、金融機関等のコンピュータシステムに関する安全対策の具体的指針として、積極的に活用されています。</p>	
<p>Q150</p> <p>ソフトウェアの脆弱性を悪用した不正アクセスおよび不正送金等の報道等が行われていますが、不正アクセスの被害を受けないために、利用者はどのような対応をとればよいですか。</p>	<p>不正アクセスの被害を受けないために、以下のような対応をご検討ください。</p> <p>【主な対策例】</p> <p>(パソコンの状態に関する対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基本ソフト (OS)、ウェブブラウザおよびインストールしている各種ソフトウェア等を最新の状態に更新する。 ● パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、当該ソフトは最新の状態に更新する。 <p>(インターネット・バンキングの運用における対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 取引の申請者と承認者とで異なるパソコンを利用する。 ● パスワードを毎月変更する。 ● 不審なログイン履歴がないか確認する。 ● 当金庫等が提供するセキュリティ対策を導入・利用する。 	